

## 広島県緊急対策販路開拓等支援補助金の申請方法

### 1. 県補助金の申請の方法

- ・国の持続化補助金＜一般型またはコロナ特別対応型＞の実績報告後に、国の持続化補助金の確定通知書（＜補助事業に対する補助金の額の確定について）が封書で届きます。
  - ・確定通知書受領後、以下の通り必要書類をご準備の上、広島商工会議所へご送付ください。
- ※手続きの流れは【別紙2：補助金交付までの流れ】を、  
書類の記入方法は【別紙3：提出書類の見本】をご覧ください。

### 2. 提出書類・保管書類について

#### (1) 事業者の提出書類

#### ■ 補助金交付申請・実績報告書・精算払請求書（様式第1号）

①事業者情報を記入し、押印してください。（法人：会社印、個人：代表者印）

※確定通知書と同じ住所・名称・代表者名を記載してください。

②国の持続化補助金の確定通知を基に、オモテ面の計算式により補助金額を計算・記入してください。  
計算した補助金額は、ウラ面の請求金額欄にも記入してください。

※事業再開枠は除きます。

※円未満を切り捨てて計算してください。

③ウラ面に振込先口座を記入してください。

※振込先口座については、下記のとおり通帳のコピーをご提出願います。

#### ■ 振込先口座の通帳のコピー（表紙、見開きページの計2枚）

・振込先を確認するため、通帳のコピーの添付をお願いいたします。

#### ■ 国の持続化補助金「確定通知書」の写し（添付見本参照）

・日本商工会議所から送付される、国の持続化補助金「確定通知書」の写しを提出してください。

※「採択通知」「交付決定通知」「変更承認通知」ではありません。

確定通知は、国に実績報告を提出した後に受領するものです、ご注意ください。

#### ■ 取得財産等管理明細表（様式第11-2）※対象者のみ

・処分制限財産（税抜き50万円以上）を取得し、国へ取得財産等管理明細表を提出した場合、広島商工会議所にも同じものをご送付ください。

※処分制限財産を取得されていない方は、提出不要です。

様式第1号（オモテ）

様式第1号（ウラ）

※別紙と記述あり

#### ＜お願い事項＞

申請時から事業者情報に変更があり、国へ登録事項の変更を届出されている方は、同封の登録事項変更届（上乘せ用）にご記入いただき、その他申請書類をあわせてご返送ください。

## (2) 申請書類受領後に広島商工会議所が送付する書類

### ■ 補助金交付決定・額の決定通知（様式第2号）

- ・お送りいただいた様式第1号に基づき、お支払いする補助金額を通知する書類です。
- ・事業所名やその他情報に誤りがないことを確認していただき、誤りがなければ、そのまま手元で保管をお願いいたします。
- ・様式第2号の送付と並行して、補助金のお支払い手続きを開始します。

### ■ 取得財産等管理台帳（様式第4号）※対象者のみ

- ・国の持続化補助金で、取得財産等管理明細表（様式第11-2）を提出された事業者に送付します。
- ・様式第11-2と同内容か確認していただき、誤りがなければ、様式第2号とあわせてお手元で保管をお願いいたします。

## 3. 書類送付先

広島商工会議所 中小企業振興部 経営支援第一課

〒730-8510 広島市中区基町5-44 TEL 082-222-6691

- ◇ 申請書類一式は、郵送によりご提出ください。※持参は受付いたしかねます。
- ◇ ご提出いただいた申請書類に不備がある場合、修正が必要となり振込までお時間がかかる場合がございますので、ご注意ください。
- ◇ お問い合わせの対応時間は、8:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日、年末年始除く）となります。

**※申請期限：令和4年12月28日（水）まで**

- ・ **期限を越えた場合、申請は一切受付できません。**
- ・ **次年度以降の繰り越しはありませんので、必ず期限内にご申請ください。**
- ・ **補助金事務局へ事業の中止や取り下げを行っている方は、お手数をお掛けいたしますが、上記担当部署までご一報いただきますようお願い申し上げます。**

## 4. 入金の時期

この補助金は広島県の補助金となりますので、国の持続化補助金の入金時期とは異なります。（別々に振り込まれます。）広島県の補助金は、様式第1号の受領後、2週間～1ヵ月以内の振込を予定しています。

